

会議等結果報告書			
会議区分	会議・打合せ・協議	文書番号	303
		決裁期日	平成27年2月13日
名称	上富良野町協働のまちづくり推進委員会（第5回）		
日時	平成27年2月2日（月） 午後6時30分～午後8時30分		
場所	保健福祉総合センター2階 研修室		
出席者	協働のまちづくり推進委員9人（別紙名簿のとおり） 事務局：町民生活課 林課長、自治推進班 谷口主幹、田中主事 合計12名		

**[進行：事務局]**

◎ 会長あいさつ

持安会長： 本年もよろしくお願ひします。第5回目の会議の開催ということで、これまでの皆様からの活発なご意見により、協働を推進する方策の評価につきましては本会議をもって完了できると思ひます。本会議においても活発なご意見をいただけますようお願ひします。

**議 題**

1 協働を推進する方策の評価について

■資料1について事務局（谷口主幹）から説明。

■資料2及び補足資料により事務局（谷口主幹）から説明。

○資料2（5）5-6 ボランティアセンターの活性化の支援について（佐々木委員から補足説明）  
5-7 有償ボランティア制度の検討について

佐々木委員（補足説明）： 上富良野町社会福祉協議会ボランティアセンター（以下、町社協ボランティアセンター）の現状について、ボランティアの管理が主な職務となっています。上富良野町には、個人ボランティアや団体ボランティアに登録されている方と協力支援いただいている方を合わせると約1,600人いますが、積極的にボランティア活動に参加していただける方はごく一部です。

町社協ボランティアセンター運営委員会を年に2、3回開催し、委員は各関係団体の代表者等により13名で構成されています。町社協ボランティアセンター独自で開催するイベントとして、年に1度ボランティアスクールという行事を開催しており、町社協ボランティアセンターでの一大事業となっていますが、その事業以外については要請や依頼があった場合に動くような体制です。また、高校生、中学生に対する学生ボランティアの推進事業にも取り組み、道社協の協力のもと学童・生徒ボランティア活動普及事業の詳細について説明に出向いています。社会福祉協議会で実施するボランティアを必要とする事業があれば、ボランティア人員を集め出動しています。他市町村では、それぞれのボランティアセンター運営委員会が主となり、多くの講演会や研修会を開催しているところもあります。町社協ボランティアセンターは、人数も少なく活動人員も固定化し、現在は独自で活動することができない状態ですが、将来的には独自で活動できるよう努めたいと思ひています。

北委員： ボランティアに参加してくれる方の年齢はいくつくらいの方が多いのでしょうか。

佐々木委員： ボランティアの個人登録は200人程であり、男性と女性で違いがありますが、平均すると68歳くらいになります。

北委員： 高校生等学生のボランティア登録はないのでしょうか。

佐々木委員： 学童・生徒のボランティア活動普及事業として道社協から全ての学校に案内をしているのですが、上富良野町からの学生のボランティア登録はありません。

事務局（林課長）： 2月7日実施の除雪ボランティアには学生の協力はしないのですか。

佐々木委員： 高校生17名と中学生108名にボランティア協力いただく予定です。

事務局（林課長）： その学生は、道社協のボランティアにはならないのですか。

佐々木委員： 道社協のボランティアにはなりません。道社協のボランティアは、学校自体が道社協にボランティア登録する必要があります。登録することで助成を受けられますので、登録した後は事業計画書や実績報告書等の提出も含め、要綱、規則に定められたことを行わなければなりません。

事務局（林課長）： 町社協ボランティアセンターに上富良野高校は登録されていないのでしょうか。道社協での登録でなく、町社協ボランティアセンターの位置付けであれば、こちらから宣伝することで登録していただける可能性はあるのではないのでしょうか。

佐々木委員： 現在は、ふれあい広場や除雪ボランティアの際に協力依頼し、ボランティアのお願いをしています。宣伝することで登録いただける可能性はあると思います。

事務局（林課長）： 協力依頼でボランティアをお願いした際、ボランティア活動中に事故やケガをされた場合の対応はあるのでしょうか。

佐々木委員： 町社協ボランティアセンターから全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入しています。

持安会長： これから先、高齢社会を迎えるなかで、支え合い活動は必要になってきます。現在、町にボランティア推進員、ボランティアコーディネーターと呼ばれる方がいますが、これからは地域ごとにボランティア推進員、ボランティアコーディネーターを配置できる体制が整えられるようボランティアセンターで検討しているところです。今後のボランティアセンターのあり方として、地域のなかでコーディネートしていただけるような方々を養成する役割になるべきではないかと社会福祉協議会で検討しているところでございます。

有償ボランティアということについて意見はありませんでしょうか。

三島委員： 活動費として支出することで税の対象にならないようです。

持安会長： 実際にボランティアとして活動している佐藤委員はどうでしょうか。

佐藤委員： 私たちの会がボランティア活動をするうえで、報酬等いただいたことはありませんし、いただくつもりもありません。

持安会長： 奉仕活動としての理念があり理念の下に活動し、活動の財源は会員の会費で賄っています。ボランティア活動の運営方法は様々なかたちがあつていいと思います。ボランティア関係の項目については、検討中ということでもよろしいでしょうか。

委員： 了承します。

#### ○資料2（5）5-8 子どもたちへの地域貢献の意識啓発活動について

佐々木委員： カムカムしちやいな祭はこの項目と関連する活動なのでしょうか。

事務局（谷口主幹）： この項目に該当しないわけではありませんが、カムカムしちやいな祭については、子ども会育成協議会が主催している事業です。そのなかで地域のジュニアリーダーが積極的に取り組み、地域に関わることを学んでいただいていると思います。

持安会長： カムカムしちやいな祭のような活動が更に活発になるように、後押しできるようなことがないでしょうか。地域貢献として、社会福祉協議会では、福祉学習支援により学校に向き、行事への参加、高齢者とのふれあい等の福祉についての学習サポートをしています。児童に対する働きかけが必要なのではないのでしょうか。

前原委員： 持安会長がおっしゃった福祉学習のように、他に学校独自で行っている活動はないのでしょうか。

事務局（林課長）： ボトルキャップやリングプル回収を学校単位で行っています。児童やそれを知った地域の方が集めたボトルキャップやリングプルを学校で集め、ボトルキャップはポリオワクチンとの交換に繋がりますし、リングプルは車椅子との交換できます。上富良野小学校では、リングプルと交換した車椅子をラベンダーハイツ等に寄附しています。なかよしサミットのなかで事例発表する場面もあります。もともとは上富良野小学校で行っていた活動であり、送料を賄うことができないとの話がありましたが、佐川急便のボランティア活動に対してのご協力により、リングプルを無料で引き取りにきてくださり、後押しいただいています。リングプルの回収活動について、なかよしサミットでもお話しされましたし、広報誌にも掲載されました。現在でもやめることなく活動を続けています。

持安会長： 子どもたちの地域貢献については、更に私たちが活動のきっかけづくりをしていかなければならないと思います。その観点からご意見はありませんでしょうか。

佐々木委員： ボランティア活動の意義を知っていただくため、上富良野高校の総合学習という科目を利用していただき、社会福祉協議会と調整のうえで除雪ボランティアをお願いし、1年生の生徒全員で独居老人宅の除雪をしていただく活動も行っています。学校の授業のなかにボランティア活動を取り入れてくれることを嬉しく思いました。

前原委員： 小さい頃からボランティア活動が当たり前と思えるような環境で育つかどうかで将来に違いがあると思います。学校の授業や活動のなかにボランティア活動を取り組む機会があるのであれば取り入れていくべきだと思います。

持安会長： 地域貢献は互助の精神に繋がる部分だと思います。互助の精神を醸成するとなると、校長会に働きかけ先生方にご理解いただくことで、もっと幅の広げた学習活動の時間をつくることのできるのではないかと思います。

佐藤委員： 私が加入しているムーミンの会において、子どもセンター・幼稚園・保育所・学校等で読み聞かせ活動をしています。月に十数か所伺い10～15分程度絵本や紙芝居を読みます。絵本や紙芝居を聞くことで学びなさいという押しつけではなく、少しでも伝わるものがあればいいとの思いで活動しています。子どもたちはみんな真剣に聞いてくれます。

持安会長： ムーミンの会としては、長い期間活動されていると思います。次の担い手等の新規加入者はいるのでしょうか。

佐藤委員： もちろん新規加入者はいます。若い方の加入もあります。

持安会長： 読み聞かせの魅力はどんなところでしょうか。

佐藤委員： まず、絵本や紙芝居を選ぶことから自分自身の勉強にもなりますし、子どもたちからの「ありがとう」の言葉が嬉しいです、子どもたちの日々の成長が楽しみでもあります。ムーミンの会の他に、ものがたり文化の会でも読み聞かせ活動を行っています。

三島委員： 学校も資金がないため活動が停滞しているところが多いのではないのでしょうか。学校の花壇の整地も人権擁護委員会から学校に資金援助して花壇整地を行っています。しかし、その年はできても次の年になると、また資金が足りないため1年で終わってしまいます。なかなか資金がないと活動を続けることが困難であると思います。

持安会長： 子どもたちへの地域貢献の意識啓発活動については、活発に取り組んでいかなければならない課題であり、取組内容については、今後意見をいただくことでよろしいでしょうか。

委員： 了承します。

○資料 2 (5) 5-9 地域担当職員制度の検討について

5-10 地域の協働推進員の設置の検討について

前原委員： 地域担当職員制度の検討について、検討する前に担当職員とは何をする人なのかをはっきり決めておかなければ何もできないのではないのでしょうか。担当職員の業務内容を決め、目的をしっかりと持った上で進めるべきことであると思います。体制を広げ過ぎずに、ポイントを絞らないと難しいことと思います。

事務局（林課長）： 他の自治体ではこの制度を取り入れているところが多くあります。上富良野町においては、今すぐ制度として取り入れなくても詳細を議論してから制度をつくるということで検討しています。

持安会長： このことについては、引き続き町民生活課で検討していただくことでよろしいでしょうか。

委員： 了承します。

○資料 2 (5) 5-11 自治会広報の発行支援について

稲毛委員： 独自に広報を発行している自治会はあるのでしょうか。

事務局（林課長）： 現在は発行していませんが、以前まで丘町2丁目町内会が独自でごみの分別についての内容で毎月発行していました。

事務局（谷口主幹）： 札幌市や旭川市等の自治会の数が多い大きいまちでは、自治会誌のようなものをつくっていることを聞いたことがあります。小さなまちであると周囲の活動が見えやすいので自治会のなかで紙面を活用して情報を周知することはあまりないのかもしれませんが。

前原委員： それぞれの自治会でそれぞれの広報を発行することもいいですが、各自治会から取組情報等をいただき、全体の自治会報を発行することで各自治会の活動紹介をしやすいのではないかと思います。

持安会長： 前回の会議で地区モニター制度の検討についての話がありました。

事務局（谷口主幹）： 地区モニター制度の検討について、各地区に配置されたモニターが情報を収集し、広報に掲載することも手段の一つだという意見もいただいたところでありました。以前、広報で25住民会の活動情報を掲載したことはありますが、単発での掲載であり、それが過ぎてしまうと目に触れる機会がなくなってしまうので、全住民会でまとまった紙面があれば情報共有することができるかもしれません。

持安会長： このことについては、地区モニター制度のことも踏まえて今後協議いただくということでもよろしいでしょうか。

委員： 了承します。

○資料 2 (5) 5-12 町民活動の支援のための補助金交付制度の拡充について

5-13 協働のまちづくりに対する財政支援制度の創設について

5-14 住民提案（自主、協働事業）の事業化予算の創設について

5-15 国・道などの財政支援情報の提供について

持安会長： 住民提案（自主、協働事業）の事業化予算の創設について、具体例はありませんか。

事務局（林課長）： 例えば、住民会・町内会のなかで地域の補修を行いたい、路線バスが廃止になったことから地域のなかでバスの代わりとなる整備管理がしたいとなった場合に、町から地域に予算を預けて地域で動くような体制をつくる、地域のなかに小さな自治体を配置するイメージです。町の対応が遅くなることも想定されますので、それを解消するための発想です。しかし、予算を受け持つ住民会・町内会の仕事が増えてしまうことになり、負担になってしまう部分もあると思われます。

持安会長： 地域のなかに予算を預けていただけると、地域の資源を活用しやすいようにも思います。

北委員： 住民提案の事業化予算の創設については、既に受付している事業なのでしょうか。

事務局（林課長）： 現段階でどこからも声をいただいておりませんので、予算化されていません。また、事業を実施するとなった場合、単年度で終了するような事業ではなく、地域づくりとして数年は継続できる事業を計画していただきたいと思っています。

北委員： 事業を計画するまでが大変と感じてしまいます。

事務局（林課長）： 町としては、住民会長との町政懇談会を年度に3回開催し、意見交換の場を多く設けていますが、どの地域でどんな悩みを抱えているのかを把握しきれていません。

持安会長： このことについては、今後において情報交換しながら協議したいと思います。よろしいでしょうか。

委員： 了承します。

#### ○資料2（5）5-16 協働のまちづくりモデル地区指定制度の検討について

5-17 NPO法人設立支援のための窓口設置などについて

5-18 NPO法人設置手続き等の事務的支援について

5-19 公共施設の優先使用や使用料の減免について

5-20 町内既存団体のNPO法人化への支援について

5-21 その他非営利活動団体への支援について

5-22 庁内推進組織（体制）の強化について

5-23 まちづくり協議会等の設置について

5-24 協働の観点からの既存事業の見直しについて

5-25 自治基本条例の総合的な検証と見直しについて

持安会長： NPO法人設立支援のための窓口設置などについて、実際に相談に来られた団体はあるのでしょうか。

事務局（谷口主幹）： 現在、町内のNPO団体は3つあり、いずれも道から事務・権限移譲される前の段階で法人登記されていました。道からの権限移譲に伴い実績報告書等を受理していますが、設立に関する相談は今のところありません。

持安会長： 法人化することでどんなメリットがあるのでしょうか。

事務局（谷口主幹）： 法人格を持つことによって、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体に対する社会的信用が高まりますし、財産を法人名義で取得、登記できるため、権利関係が明確になるというメリットがあります。

三島委員： 認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができるようになります。メリットがあるからこそ法人化しています。

持安会長： NPOの活動に対する継続的な支援事業はないのでしょうか。

事務局（林課長）： 設置手続き等の事務的支援はしていますが、活動や資金等の運営に関する支

援はしていません。その手続きも、今までは旭川市の上川総合振興局まで行かなくてはならなかったのですが、権限移譲を受けたことにより市町村が窓口となりました。

## 2 協働を推進する方策の検討項目について

持安会長： これまで、協働を推進する方策の評価について、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。工夫、検討が必要な方策があったわけですが、そのなかで協働を推進する方策の検討項目の優先順位を会長、副会長、事務局で決めて素案を作成し、皆様にお諮りしたいと考えています。よろしいでしょうか。

委員： 了承します。

## 3 その他

事務局（谷口主幹）： 本会議をもって協働を推進する方策の評価を終えました。2月から3月の期間で協働を推進する方策の検討項目について整理したいことから、4月以降で会議を開催したいと思います。

【会議録は決裁終了後、行政ホームページ、町政情報提供コーナーに公開。】